

## 第6章 国内体育・スポーツにおけるLGBT当事者への配慮・対応

松宮 智生<sup>1)</sup>

本章においては、LGBTに関する国内体育・スポーツ界の対応についてみていく。「男性中心主義最後の砦」とも言われるスポーツ界においては、LGBTに対するフォビア（嫌悪感）が強く、彼／彼女らの存在が不可視化されてきたことが指摘されている<sup>1)</sup>。国内スポーツ界におけるLGBTへの対応は、社会の動きよりも遅れていると言わざるを得ない。本章においては、スポーツ界の動きに先行する一般社会、特に教育界における対応をみたく、スポーツ界の動きや意識について確認していきたい。

LGBTのなかでも、法によって対応が制度化されたのは「T」（トランスジェンダー）である。ただし、それは「性同一性障害」という病理化された存在として扱われている。

まず、性同一性障害者の「治療」の効果を高め、社会的な不利益を解消するために、2003（平成15）年、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成15年法律第111号）が議員立法により制定された。

また、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についても、その対応が求められるようになり、文部科学省は、2010（平成22）年、「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」を発出し、性同一性障害の児童生徒の心情等に十分配慮した対応を要請した。また、2014（平成26）年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し（「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」）、様々な配慮の実例を確認した。

この調査結果を受け、文部科学省は、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（平成27年4月30日 27文科初児生第3号）」をまとめた。この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児

童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」（LGBT）とされる児童生徒全般に共通するものであることを明示した<sup>2)</sup>。

以下、本章においては、2014（平成26）年の「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」と、それに続く2015（平成27）年「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の概要を確認し、体育・スポーツ活動を含めた学校生活・活動において、LGBTの児童生徒に対してどのような配慮がこれまでになされ、今後求められているのかをみていきたい。

### 1. 文部科学省（2014）学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査

文部科学省は、2014（平成26）年、学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査を実施した。この調査は、学校（小・中・高校）における性同一性障害<sup>3)</sup>に係る対応に関する現状把握を行い、全体的な状況及び配慮の具体的内容など、学校における性同一性障害に係る対応を充実させるための情報を得ることを目的としている。

性同一性障害をはじめとする性的マイノリティの人たちが一定の割合で身近にいるにもかかわらず、これまでその存在が不可視化されてきた。しかし、近年、性的マイノリティの存在が認識されるようになり、彼／彼女らの人権を制限するような従来の制度・社会環境が問題視されるようになってきた。そのような状況下にあって、文部科学省が学校における状況調査を実施したことの意義は大きいと考えられる。この調査は、性的マイノリティの中でも対象が性同一性障害に限られ、また調査で明らかになった報告件数も多いとはいえないが、当事者に対する配慮事例をレポートすることで、その後、学校現場において児童生徒に適切な配慮をしていくうえでの参考になった。

なかでも、体育・スポーツは身体が直接関与する活動であるため、身体と心の性別に違和感をも

1) 清和大学

つ当事者が自らのアイデンティティに肯定的に向き合えない事態も起こりやすい。体育スポーツの現場では、適切な配慮が特に求められる。

### (1) 調査結果

- ・報告のあった件数 計606件（戸籍上男・女の両方を含む）<sup>4)</sup>
- ・戸籍上の性別 男：39.1%（237件）、女：60.4%（366件）、無回答：0.5%（3件）
- ・学校段階：
  - ①小学校低学年：4.3%（26件）
  - ②小学校中学年：4.5%（27件）
  - ③小学校高学年：6.6%（40件）
  - ④中学校：18.2%（110件）
  - ⑤高等学校：66.5%（403件）

### (2) 特別の配慮の事例

配慮の事例は、次のとおりである（下線は体育・スポーツに関連する項目：松宮）。

#### ①服装（制服有）

- ・自認する性別の制服着用を認める。
- ・体操着登校を認める。

#### ②服装（制服無）

- ・スカートで登校しているが本人の意思を尊重している（小学校高学年、戸籍上男）。

#### ③髪型

- ・男子生徒の標準的な髪型よりも長い髪型を清潔さを損なわない範囲で認める（高等学校、戸籍上男）。

#### ④学用品

- ・名前シールなどの男女の色分けをできるだけ避ける。
- ・自認する性別のスリッパ着用を認める。

#### ⑤更衣室

- ・保健室の利用を認める。
- ・多目的トイレを更衣室として使用することを認める。

#### ⑥トイレ

- ・職員トイレ・多目的トイレの使用を認める。

#### ⑦通称の使用

- ・校内文書を通称で統一する。
- ・公式行事では通称で呼ぶ。

#### ⑧授業（体育又は保健体育）

- ・自認する性別のグループに入れるようにする。
- ・本人用に別メニューを設定する。

#### ⑨水泳

- ・上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男）。
- ・補習として別日に実施する。レポート提出で代替する。

#### ⑩授業（体育及び保健体育以外）

- ・自認する性別として名簿上扱う。
- ・男女混合グループを作り発言しやすい環境を整備する。

#### ⑪運動部での活動

- ・自認する性別の活動に参加することを認める。

#### ⑫宿泊研修（修学旅行含む）

- ・1人部屋を使用することを認める。
- ・入浴時間をずらす。

#### ⑬他の児童への説明

- ・入学直後に本人及び担任から全校生徒に対し説明する。
- ・本人の希望により説明していない。

#### ⑭保護者・PTAへの説明

- ・入学時に保護者会で説明する。
- ・本人の希望により保護者へは告げていない。

#### ⑮その他

- ・全ての生徒を「さん」付で呼称するよう統一する。
- ・内科検診を別途実施する。

### (3) 配慮の事例と課題（体育・スポーツ以外）

配慮の事例は、服装、髪型、更衣室、通称の使用など多岐にわたり、相談件数全体の約6割については何らかの配慮がなされていた。

更衣室、トイレ、通称の使用、宿泊研修、その他（「さん」付けで呼称を統一）などは、体育・スポーツの場面においてもなされるべき配慮であると考えられる。

配慮がなされていない事例について、理由は問われていないが、児童生徒本人が公表を求めず、特別な配慮を望んでいないことなども踏まえて、

あえて配慮していない事例もあることがうかがえる（相談件数のうち「秘匿している」が43.1%、「ごく一部を除いて秘匿している」が14.4%であり、「秘匿していない」は22.4%にとどまる）。

自由記述をみると、性同一性障害の児童生徒が学校生活を送るうえで「問題なし」とする学校においては、「周囲も受け入れており、特に問題なく生活している」「家庭の理解を得ている」「完全に自認する性別として周りも疑わない」「本人のありのままの姿を受け止めてくれる友人がいるため友人関係で悩むことはない」「服装について特別の配慮を行って以来、本人も明るくのびのびとした感じを受けるようになった」など、周囲の理解を得ることによって、本人が心の負担を感じることなく学校生活を送ることができているとする報告がある。

他方、「問題あり」とする学校においては、「不登校状態となっている。保健室に通うことが多い」「家庭の理解が得られない、もしくは、理解するも受け止めるまでには至っていない」「本人は他の生徒等へ明かすことなく過ごすことを希望しており、保護者もそれを望んでいるが、周囲の生徒は気付いており指導が難しい場面がある」など、周囲との関係が良好でない事例も報告されている。なかには、「気持ちの浮き沈みがあり、自傷行為をしている」という事例もある。

児童生徒によって、身心の状態や周囲との関係はさまざまである。個別の事情が強いため、対応のマニュアル化が困難であり、また現場では、どこまで配慮すべきかの判断（どこまで踏み込んだ対応をとることが適当かの判断）に迷うことが多い、という課題がある。

体育・スポーツにおいても同様の課題があることが予想される。本研究プロジェクトにおけるタスクの達成（スポーツ指導者に対するLGBTへの適切な配慮を求める資料の作成など）に向けて、個別の事情に応じた対応が求められるなかで、どれだけ汎用性の高い成果を上げることができかが課題となるであろう。

#### (4) 体育・スポーツにおける配慮

学校における体育・スポーツ以外の活動に関し

ては、本人が自認する性別を尊重するほかに、「男女分けをできるだけ避ける」「男女混合グループをつくる」など、性別によるグループ分けについての工夫をしている。対応にあたっては、性別によるグループ分けがそもそも必要なかどうかについても検討がなされているであろう。

しかし、体育・スポーツに関連する、⑧授業（体育又は保健体育）、⑨水泳、⑩運動部における配慮をみると、スポーツにおける性別二元制のあり方を問うような取り組みはまだ十分にはなされてはいない。ほとんどのスポーツ競技は、種目が男女で分かれており、性別二元制が自明のこととされやすい。身体活動である体育・スポーツにおいては、身体の違いが強調されがちであるが、性的マイノリティへの配慮という視点から考えても、今後は性別を問わない、あるいは性別を越えたスポーツ活動のあり方が検討される必要があるであろう。

学校生活においては、体育のみならず、性別で二分されているものが多くある（例えば、制服、音楽などのパート分け、名簿、席順など）。二元制を前提にした教育は、保健や性教育、あるいは家庭科や道徳などにおいても課題となるであろう。そういった課題が想定される中で、身体活動である体育・スポーツが他の領域にとっても指針となるような適正な配慮のあり方を示すことが求められる<sup>5)</sup>。

## 2. 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（平成27年4月30日 27文科初児生第3号）

前項の「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」をうけて、本項の「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が文部科学省から出された。

学校生活には男女別の規則及び活動が多いため、服装、髪型、授業などでの配慮や支援の具体例を提示したものである。「先入観を持たず、児童生徒の状況に応じた支援を行うことが必要」と強調している。

以下、そこに掲げられた支援・配慮の内容についてみていくこととする。児童生徒に対する学校

における対応の具体例ではあるが、これらに示されたことは成人の体育・スポーツの現場においても参考となる知見が含まれているように思われる。

また、性同一性障害だけではなく、広く「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実についても言及されている（(6)においてその内容を概観する）。

### (1) 学校における支援体制について

#### ①組織的な取り組み

「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等の「サポートチーム」を学校内外に作り、適時開催しながら対応を進める。

#### ②情報共有

児童生徒が秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、児童生徒や保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進める。

### (2) 医療機関との連携について

#### ①専門的知見の必要性

医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となる。教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得る。また、当事者である児童生徒が適切な知識をもっているとは限らないことなどから、医療機関と連携しつつ支援を進めることが重要である。

#### ②適切な情報源の確保

専門的な医療機関が多くないため、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とする。

#### ③当事者や保護者の同意が得られない場合

医療機関との連携に当たっては、当事者の意向を踏まえることが原則であるが、同意が得られない場合、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられる。

### (3) 学校生活の各場面での支援について

#### ①具体的な支援（1. (2)を参照）

#### ②当事者児童生徒への配慮と、他の児童生徒への

配慮との均衡

#### ③状況等に応じた具体的な支援

当該児童生徒が有する違和感の強弱は様々であり、また、成長に従い変動があり得るものであるから、学校は先入観をもたず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要である。

#### ④他の児童生徒や保護者との情報の共有

当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める。

#### ⑤診断がない場合

診断が出なかった場合であっても、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能である。

### (4) 卒業証明書等について

卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応する。

### (5) 当事者である児童生徒の保護者との関係について

#### ①保護者が子供の悩みや不安等を受容している場合

学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要。

#### ②保護者が受容していない場合

学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し、問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い、可能な支援を行っていくこと。

### (6) 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

#### ①適切な生徒指導・人権教育等を推進

いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となる。

#### ②当事者の悩みや不安を受け止める



教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通する。

### ③相談しやすい環境づくり

「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれる。

このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄（やゆ）したりしないことなどが求められる。

### ④相談を受けた際に心がけること

相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要である。

## 3. 前項以降の教育界における取り組み

これまでの調査や通知を受け、文部科学省、各教育委員会、及び学校現場においては、性的マイノリティに対する適切な支援・配慮のあり方についての理解を広める活動が徐々に広がってきた。

### (1) 教職員向け資料の作成

2016（平成28年）4月、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」<sup>6)</sup>が発行され、現場の教職員に対する簡便な指針となっている。

### (2) 文部科学省内幹部職員研修会の開催

2016（平成28）年9月、LGBTに関する理解を深めるため、文部科学省内幹部職員研修会が開催された（課長級以上の幹部職員約100人が参加した）<sup>7)</sup>。

### (3) 教員委員会による研修の実施

LGBTに関する教員研修が、全国の都道府県・政令指定都市教育委員会のうち、約6割の40の教育委員会でLGBTに特化した教員研修を行っていることが報道された（朝日新聞2017年5月26日）。

朝日新聞と日高庸晴・宝塚大看護学部教授（社会疫学）とが、都道府県と政令指定都市の67教育委員会を対象にアンケートを実施した調査によると、40教委がLGBTに特化した教員研修行い、22教委が教員向けの人権研修などでLGBTをテーマに取り上げており、合計すると全体の9割超が研修の対象としていた。

一方、研修への参加教員数（延べ12万3,553人）を、67教委の全教員数（177万2,562人）で単純に割ると平均参加率は約7%。教委ごとに参加率をみると、最も高い岡山県教委の69%を筆頭に16教委で10%を超えていたのに対し、15教委は「1%以上3%未満」、13教委は「1%未満」で、取り組みに濃淡が表れた。

日高教授は「文科省が性的マイノリティーに関して、通知と手引を出したことは大変画期的なことだ。一方で、教育委員会ではすべての教員が学ぶべき課題であるという認識や、現状への危機感がまだ薄いのではないか。時間を要しても、教員全員を対象にした研修の枠組み作りが急務だ」と指摘する。日高教授の指摘は、スポーツ界及びスポーツ指導の現場においてもそのまま当てはまる。

## 4. スポーツ界における現状と取り組み

藤山ほか（2010）は、LGBTのインクルージョンのためのスポーツ組織におけるガイドラインを調査し、各国におけるガイドラインは、全体的な構成、内容など、多くの点で共通しており、ガイドラインの目的、LGBTに対する知識の提供、差別の具体的事例、問題解決に向けた具体的な取り組みや方法、相談機関、根拠となる法律が、ほとんどガイドラインに含まれていると説明している<sup>8)</sup>。内容面では、施設の利用や競技の参加におけるLGBT当事者の性的指向や性自認、意思、意向を尊重するという基本姿勢、スポーツを管理・運営する立場にあるすべての人々に対してLGBTにつ

いての正確な理解の必要性、差別をさせないための監督責任があることを明示していること、スポーツの分野以外での法的制度の整備を強く求める方向性などが共通していると分析している<sup>9)</sup>。

日本においては近年までガイドラインの作成はあまり進んでいなかった。また、スポーツ組織においては、LGBTに対する認識が低い。そのことを正岡（2013）は、自身が行った調査に基づいて指摘している<sup>10)</sup>。

正岡（2013）は、主にトランスジェンダーに関する国際規約（トランスジェンダーポリシー）に関する認知度と、団体内において性別を変更したアスリートの実態に関して調査を行った。対象は、日本オリンピック委員会の加盟団体、承認団体、国立スポーツ科学センター、日本障害者スポーツ協会の計58団体である。

調査の内容は次のとおり。

①国際オリンピック委員会の規約を知っているか？

②団体内に性別を変更したアスリートはいるか？

③競技団体はアスリートが性別を変更したいと言ったときにどう対応するのか？

2008年（返答36団体）と2010年（返答34団体）の2回の調査における概要は次のとおりである。

①国際オリンピック委員会の規約を知っているか

	2008年	2010年
「細かく知っている」	8.3%	→ 2.9%
「聞いたことがある」	38.9%	→ 26.5%
「知らない」	52.8%	→ 64.7%

数値からは、トランスジェンダーポリシーが認知されていない状況が明らかになった。また、2008年から2010年の調査期間内で認知度が上がった様子はみられず、逆に下がっている。

2008年から2010年で同一者が回答している団体が27あったが、2008年の回答が「知らない」から、2010年の回答で「聞いたことがある」に変わったのは1団体のみであることから、この期間にポリシーの認知度が上がったとはいえない。

また、同一者が回答していながら「知っている」

から「知らない」に回答が変わったものも2件あった（この2年間で忘れたのであろうか?）。

②団体内に性別を変更したアスリートはいるか

「性に関する相談を受けたケースがありますか？」という問いに対して、「ある」という回答は4件。うち2件は、守秘義務があるために応えられない、というもので、残りの2件が性別を変更したアスリートに関するものであった。

1件は、MtF（男性→女性）で、性別適合手術を受けてから2年以上経過し、戸籍も変更した選手の参加を認めたというケースである。

もう1件は、FtM（女性→男性）で、2007年に性同一性障害によって男性への性別適合手術を受け、手術を受けた後もホルモン療法を受けながら男性として出場したいとの問い合わせがあり、競技連盟はその選手の参加を認めた。この選手は、男性ホルモンの投与を受けていたが、それは適切な治療の範囲内であり、ドーピングにはならないという結論になった。

③競技団体はアスリートが性別を変更したいと言ったときにどう対応するのか

では、これまでに相談を受けたことのない団体は今後どのように対応をするのか。正岡（2013）の結果からは、「ケースごとに相談する」、「医事会や理事会で相談する」、「プロジェクト・チームを作る必要がある」、「日本体育協会や日本オリンピック委員会に相談する」、「競技の国際団体に相談する」、「専門の医師や文部科学省などの外部に相談する」などの意見があった。これまで、明確なガイドラインが存在せず、各団体も上部団体に頼ろうとしている状況である。

正岡（2013）が示す今後の展望は、競技特性、試合のレベル、治療の種類などによって、状況は異なるのであるから、団体と選手双方がきちんと状況を説明しあい、協議して、その決定の理由を明確にするべきであろうという考えである。逆に最も良くないのは、性的マイノリティへの認識が低いために存在を無視してしまって、相談を門前払いすることである。正岡（2013）によると、相談を受けた件数は4件であるが、それは団体の上

層部が認識しているのが4件なのであって、そこに届くまでに立ち消えてしまった相談があったかもしれない。そうならないためにも、まずは性的マイノリティ（LGBT）の存在を認識すること、そして、情報を発信していくことが必要である。そのうえで、指針となるルールを策定し、それに照らしながら個々の状況に鑑みて解決していくことになるであろう（正岡，2013）。

この調査からは、2010年の時点では、スポーツ競技団体の上部においては、性的マイノリティに関する知識が足りず、存在が認知されていない状況が確認できる。

なお、このあと、スポーツ組織におけるLGBTの認知・知識に関する調査が行われたことは寡聞にして知らない。この意味でも、今回、我々のプロジェクトが実施する、より広範囲かつ大規模な調査は、LGBTへの関心が社会で広まりつつあるなかで、スポーツ界における状況を初めて捉えるものである。

## 5. 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて

わが国のスポーツ界においては、2013年、（公財）日本体育協会が「スポーツ指導者のためのガイドライン」<sup>11)</sup>を策定した。そのなかで、「反倫理的言動」「差別的言動」の「③差別」の対象に「性的指向や性自認」が含まれた。

「③差別 年齢、性別、性的指向や性自認、障がいの有無、国籍、文化、言語、民族、人種、宗教などの特徴を理由に、相手の扱いに差をつけたり相手を嘲笑・侮辱する、さらには集団から除外する、あるいは関りを拒否する言動を意味します。」（16頁：下線松宮）

LGBTの存在がわが国の社会において可視化され、認知されつつあるなかで、スポーツの世界においては、特に指導者層に対する情報の発信が求められるところである。ことに、東京2020オリンピック・パラリンピックを前にして、スポーツ界においてもLGBTの権利を擁護するための諸ルールの整備を進める必要がある。

それは、競技のフィールドを離れた部門においても求められることである。例えば、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が策定した「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード」<sup>12)</sup>においては、①サプライヤー等の調達物品等の製造・流通等において性的指向・性自認等の差別・ハラスメントの禁止、②性的少数者（LGBT等）等の権利を他の人びとと同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護への配慮をしつつ、経済的・社会的権利を享受するための支援へ配慮、③サプライヤー等が調達物品等の製造・流通等に従事する労働者について、性的指向・性自認等による雇用や賃金、労働時間その他労働条件の面での差別の禁止、が記載されている。

近年、LGBTへの社会の認知が進むにつれて、スポーツ界においてもLGBTに関する啓蒙活動や研修が行われるようになってきた<sup>13)</sup>。

LGBTを公表する選手も徐々に増えている。2018年平昌五輪に出場した選手では15人（2014年ソチ五輪は7人）であった。しかし、LGBTとスポーツの情報を発信している米ネットメディア「アウトスポーツ」によると、公表している選手の国籍はアメリカ、ベルギー（各3人）、オーストラリア、オランダ（各2人）、スウェーデン、オーストリア、スイス、チェコ、カナダである。これらはいずれも、同性婚を法制化したり、裁判所で認められた国の選手ばかりである<sup>14)</sup>。

2020年の東京オリ・パラを前に、上のような法制化がまだ進んでいない日本においても、LGBTにとって居心地の良い（hospitable）スポーツ環境をつくっていく必要がある。「接遇」といういみでの表面的な「おもてなし」（ホスピタリティ）のみならず、彼／彼女らが感じている居心地の悪さ（inhospitable）に目を向ける必要があるのではなかろうか<sup>15)</sup>。

本プロジェクトにおいて、スポーツ指導者たちのLGBTに対する認知の現状を調査し、その結果を踏まえて、性自認、性的指向にかかわらず、誰にとっても居心地の良いスポーツ環境を構築するための成果が求められるところである。

## 注

- 1) 藤山新・飯田貴子・風間孝・藤原直子・吉川康夫・來田享子 (2014) 体育・スポーツ関連学部 of 大学生を対象としたスポーツと性的マイノリティに関する調査結果. スポーツとジェンダー研究12: 68-79.
- 2) この文書においては、「自殺総合対策大綱」(2012(平成24)年)を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要とされている.
- 3) この調査における「性同一性障害者」の定義は、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」第2条に基づく. すなわち、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう. ただし、本調査においては、医師の診断の有無にかかわらず、児童生徒又は保護者の認識に基づき判断するものとした.
- 4) ただしこの件数は、学校が把握したうえで報告した件数であって、性同一性障害にあたる児童生徒の実数ではない.
- 5) 松宮智生 (2016) 学校における性的マイノリティにかかる対応. 日本スポーツとジェンダー学会編. データでみるスポーツとジェンダー. pp.95-96.
- 6) 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/\\_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf)
- 7) 研修の内容は、講師の日高庸晴教授(宝塚大学)が行った教員を対象としたLGBT意識調査、諸外国の事件、学校現場での課題や対応、職場での対応例等.
- 8) 藤山新・飯田貴子・吉川康夫・井谷聡子・風間孝・來田享子・佐野信子・藤原直子・松田恵示 (2010) スポーツ領域における性的マイノリティのためのガイドラインに関する考察: 海外ガイドラインの比較を通じた日本への示唆. スポーツとジェンダー研究8: 63-70.
- 9) 井谷聡子 (2016) LGBTインクルージョンのガイドラインと規定. 日本スポーツとジェンダー学会編. データでみるスポーツとジェンダー. pp.154-161.
- 10) 正岡美麻 (2013) トランスジェンダー・アスリートとスポーツの公平性. トレーニングジャーナル2013年1月号34-37.
- 11) (公財)日本体育協会 (2013) 「スポーツ指導者のためのガイドライン」[http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/rinri\\_guidelines.pdf](http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/rinri_guidelines.pdf)
- 12) 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード」<https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/data/sus-principles-JP.pdf>
- 13) 例えば、(公財)日本障がい者スポーツ協会は、2017年、「振興くじ助成事業ガバナンス強化事業(研修会事業)」として、各競技団体のガバナンスの強化を図る研修を行い、「運営」に関する5つのメニュー(計6時間)のうち、「LGBTとスポーツ」に1時間30分があてられた.
- 14) 朝日新聞2018年2月25日.
- 15) 松宮智生・藤山新 (2018) スポーツにおける「多様な身体のあり方」の尊重. AJ Journal 13: 49-58.(印刷中)